

Q 私は、会社帰りにAから胸やお尻を触られました。これからAの刑事裁判（強制わいせつ）が始まりますが、私もAに直接質問をすることはできますか？

裁判で被告人に直接質問したい



A 裁判所の許可があれば、被害者参加制度を利用して、Aに直接質問をすることができま

す。被害者参加制度とは、全ての犯罪に認められ

者や遺族らが、刑事裁判に参加して、公判期日に出席したり、被告人質問などを行うこと

す。刑事裁判への参加を許可された被害者や遺族らは、「被害者参加人」と呼ばれます。

被害者参加制度は、相談者の場合、強制

は、一定の事件の被害るものではありません

被害者や遺族ならば許可

で、裁判所の許可があれば、被害者参加制度の利用が可能です。【被害者参加人に認められる行為】

① 公判期日への出席
公判期日に出席することができません。傍聴席ではなく、検察官席の隣などに着席することができません。

② 検察官への意見申述権
検察官の訴訟活動（証拠調べの請求や論告・求刑など）に関して意見を述べたり、説明を求めることができます。

③ 証人の尋問
（弁護士・清源万里）

④ 被告人に対する質問
意見を述べるために必要と認められる場合に、被告人に対して質問をすることができません。

⑤ 最終意見陳述
証拠調べが終わった後、法廷で意見（求刑に関する意見など）を述べることができません。

⑥ 証人の尋問
（弁護士・清源万里）

⑦ 証人の尋問
（弁護士・清源万里）

⑧ 証人の尋問
（弁護士・清源万里）

⑨ 証人の尋問
（弁護士・清源万里）